

富津市事業系ごみのガイドブック

富津市の環境のために

ごみの減量化、資源化にご協力

お願いします！！



富津市おもてなしキャラクター

ふつつん

目 次

P 2	はじめに・事業者の責務
P 3	ごみの減量化・資源化とは？
P 4	事業系ごみとは？
P 5、6	産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区分について
P 6、7、8	事業系ごみの処理の流れ（産業廃棄物）
P 9	富津市が受入れ可能な産業廃棄物について
P 10	事業系ごみの処理の流れ（事業系一般廃棄物）
P 11、12	環境センターへ自己搬入する場合
P 13	かずさクリーンシステム（KCS）へ自己搬入する場合
P 14	一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託する場合
P 15	事業系一般廃棄物の処理についてQ & A
P 16	家電のリサイクル
P 17	パソコンのリサイクル
P 18	古紙のリサイクル
P 19	草木類の資源化
P 20	ごみの屋外焼却及び不法投棄に関する罰則規定

ホームページもご利用ください。

<http://www.city.futtsu.lg.jp/>

富津市の最新情報などお送りしています。
是非ご利用をお願いします。

市民部 環境保全課 環境センター

TEL : 0439-37-2020

はじめに

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条において、「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と事業者の責務を定めています。

大量生産・大量消費・大量廃棄による環境負荷を軽減するため、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法など各種リサイクル法が次々と制定され、事業者の果たす役割も大きくなってきています。

事業者の皆様には、本ガイドブックをご活用いただき、ごみの減量化・再資源化へ取り組み、循環型社会の構築・推進にご協力をお願いします。

事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「富津市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」で自己処理責任が次のように定められています。

- (1) 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するよう努めなければならない。
- (2) 事業者は、事業系廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進することにより、その減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- (3) 事業者は、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関し市の施策に積極的に協力しなければならない

ごみが、事業所から運ばれた後も、処理責任はごみを排出した事業者にあります。

信頼できる許可業者に処理を委託するとともに、事業所から出るごみの種類、排出量、処理方法などを把握し、ごみの減量化に努めてください。

事業活動 とは

会社、商店、事務所、飲食店、工場、農業従事者、漁業従事者など営利を目的とするもののほか、病院、社会施設等も含まれ、また、法人、個人、業種、規模も問いません。

※店舗兼住居の店舗部分についても事業活動となります。

※事業活動によって排出された事業系ごみはごみステーションへ出すことはできません。

不法投棄とみなされ罰則の対象となる場合もあります。

ごみの減量化・資源化とは？

事業所から出されるごみの減量化・資源化を進めることは、ごみ問題を解消するだけでなく、ごみの処理費用の削減や事業所のイメージアップにもつながります。

『環境に優しい事業所』を目指して、ごみの減量化・資源化に取り組みましょう。

■ 3 R の実践

リデュース（発生抑制）

ごみになるものを買わない、作らない、不要になるものは受け取らないなどにより、ごみや資源の発生そのものを抑制します。

ごみ処理やリサイクルを必要とするもの自体を減らすことが、資源の有効活用や環境負荷の低減に最も効果的な手法です。

取
組
例

- コピー用紙の使用量削減 ■補充式事務用品の使用促進
- 長寿命製品の開発・生産 ■エコバック持参の呼びかけ
- 量り売り、簡易包装、NO！包装の推進 ■生ごみの水切り推進

リユース（再使用）

一度使用したものをすぐ捨てるのではなく、そのまま何度も使用します。使用済みの製品から使える部分を取り出して新たな製品を作ることも再使用につながります。

製品を生産するための資源を節約し、環境に与える負荷を極力小さくするためには、リサイクルの前にリユースを進めることが大切です。

取
組
例

- コピー用紙の再使用（裏面使用） ■封筒、ファイルなどの繰り返し使用
- リターナブル容器の生産・販売・活用促進 ■流通用梱包材の繰り返し使用

リサイクル（再生利用）

不要になった物に手を加え、再び原材料として利用します。

回収やその後の選別・リサイクルにコストやエネルギーが必要となりますが、天然資源から新たに取
り出す素材の使用量やごみの発生を減らすことができます。

取
組
例

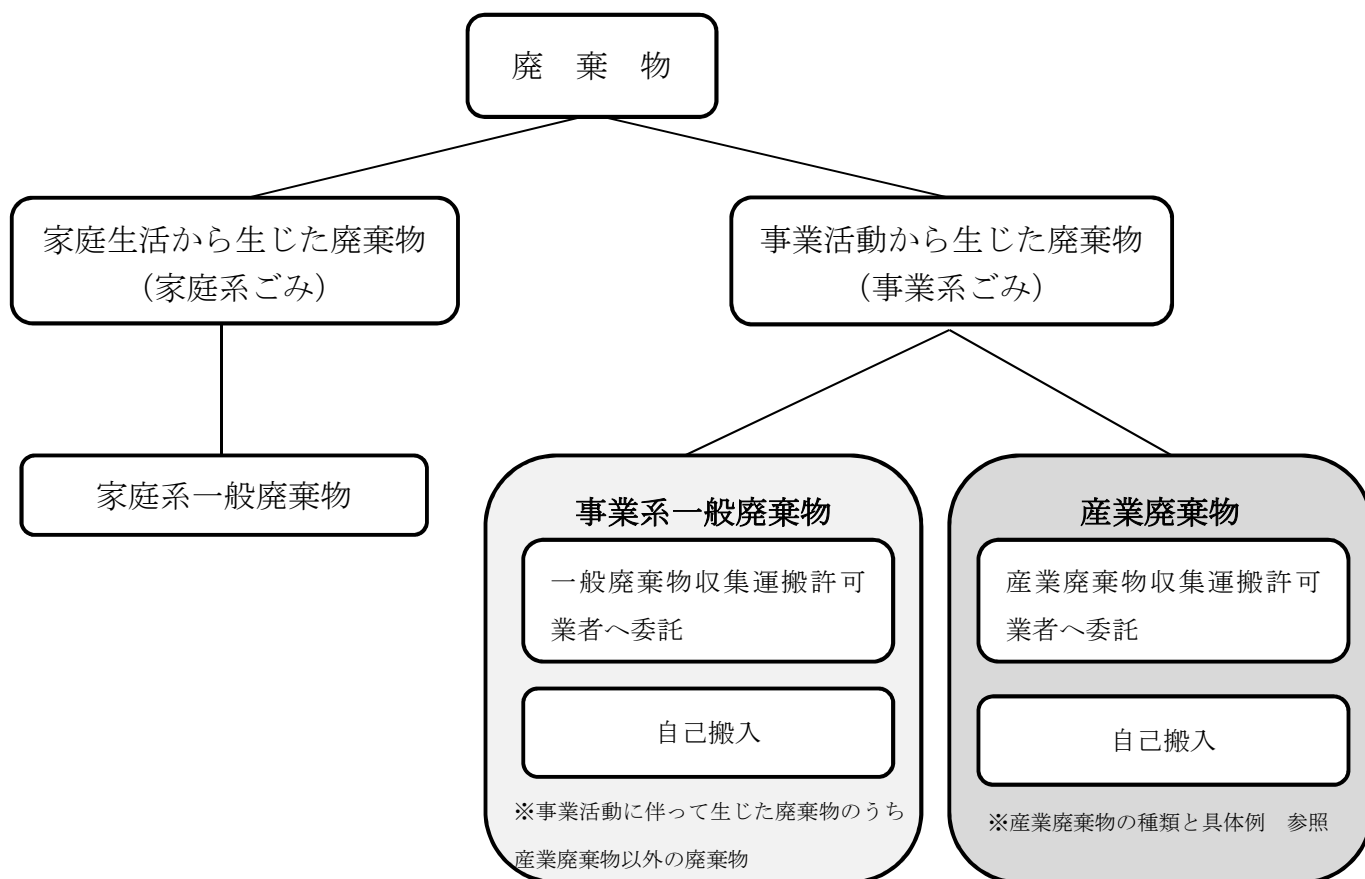
- 段ボール、新聞、雑誌、紙パックなどの分別・リサイクル
- びん、缶、ペットボトルなどの分別・リサイクル
- 生産段階における再生資源原料の積極的使用 ■リサイクル商品の積極的販売
- OA紙、印刷物の再生紙使用 ■事務用品の再生品使用

事業系ごみとは？

事業活動に伴って生じたごみは「事業系ごみ」と呼ばれ、一般家庭から排出されるごみとは異なる方法で処理されます。

事業系ごみは、大きく分けて「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに区分され、それぞれ適正な処理方法が定められています。

ごみ体系図



[適正処理の方法]

1 事業系一般廃棄物

- (1) 環境センターへ自己搬入・・・P 9、10 参照
- (2) かずさクリーンシステムへ自己搬入・・・P 11 参照
- (3) 市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託・・・P 12 参照

2 産業廃棄物

- (1) 処理基準に従って、自ら処理する方法
- (2) 委託基準に従って、許可業者に処理を委託する方法

※産業廃棄物は、千葉県が許可した産業廃棄物処理業者へ処理を委託してください。

『産業廃棄物処理業者の紹介に関するお問い合わせ先』

一般社団法人千葉県産業資源循環協会 043-239-9920

産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区分について

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定められた20種類の品目に分類されています。

どの業種から排出しても産業廃棄物になるもの（【表-1】の1から12）、特定の業種から排出された場合のみ産業廃棄物になるもの（【表-1】の13から19）があります。

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

【表-1】産業廃棄物の種類と具体例

	種類		具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	産業廃棄物焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残渣
	2	汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベンナイト汚泥、洗車場汚泥など
	3	廃油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類、写真定着廃油など、全ての酸性廃油
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液、写真現像廃液など、全てのアルカリ性廃油
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃ペットボトルなど固形状及び全ての合成高分子系化合物
	7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の研磨くず、切削くず、空き缶など
	9	ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくず	ガラスくず、コンクリートくず（11に掲げる物を除く）、耐火レンガくず、陶磁器くず、空きビン、石膏ボードなど
	10	鉱さい	高炉、転炉、電機炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、鋳物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かすなど
	11	がれき類	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物など
	12	ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設または産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの

特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る）、パルプ、紙または紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニル（PCB）が塗布され、または染みこんだものに限る。
	14	木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る）、木材または木製品の製造業（家具の製造業も含む）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの及び貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む）並びに PCB が染みこんだものに限る。
	15	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの及び PCB が染みこんだものに限る。
	16	動植物性残さ	食料品製造業、飲料、飼料、有機質肥料製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場に処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿（畜舎排水を含む）
	19	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

事業系ごみの処理の流れ

産 業 廃 棄 物

1 排出事業者の責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自己の責任において適正に処理しなければなりません。「自己の責任において適正に処理」する方法は次の2つです。

- （1）自らが排出した産業廃棄物を、処理基準に従って、自ら処理する方法。
- （2）自らが排出した産業廃棄物の処理を委託基準に従って、許可業者に委託する方法。

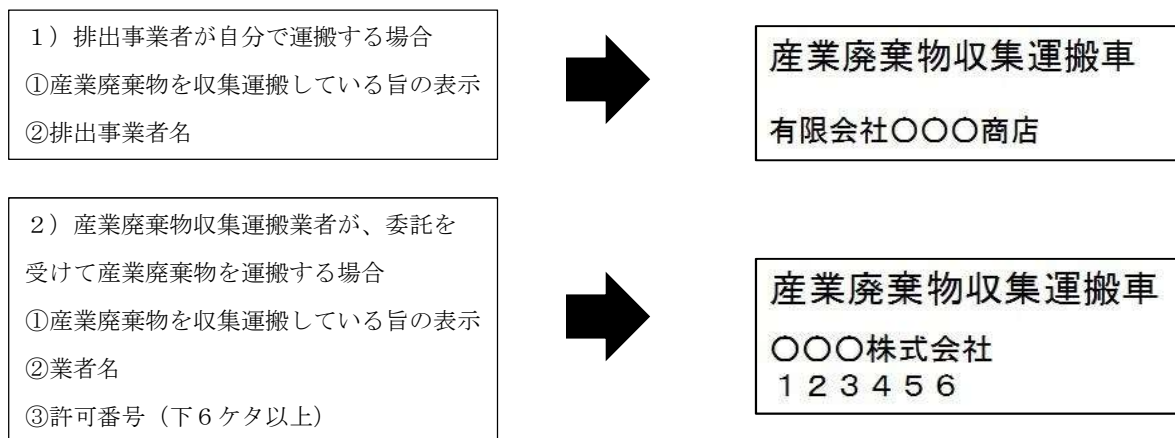
※廃棄物は、排出の段階で資源化できるものとできないものを分別し、資源化・減量化に努めてください。

2 排出事業場での保管の基準

- (1) 保管場所の周囲に囲いが設けられていること（産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合は、構造耐力上安全であること）。
- (2) 産業廃棄物の保管場所であることを示す掲示板を設置すること。
 - 1) 掲示板の大きさは、縦横 60 cm 以上
 - 2) 掲示板に表示する事項
産業廃棄物保管場所である旨、保管する廃棄物の種類（20 種類のうち該当するものを記載）、管理者の氏名または名称及び連絡先、最大保管高さ（屋外で容器を用いずに保管する場合）、石綿含有産業廃棄物を保管する場合にはその旨
- (3) 保管の場所から、産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散のないよう措置を講ずること。
- (4) 保管の場所には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 石綿含有産業廃棄物を保管する場合には、飛散、その他の物と混合しないよう必要な措置を講ずること。

3 収集・運搬の基準

- (1) 産業廃棄物の運搬車の両側面に、見やすく鮮明な文字で次の項目を表示すること。
 - 1) 排出事業者が自ら運搬する場合は、産業廃棄物を収集運搬している旨の表示と排出事業者名
 - 2) 産業廃棄物収集運搬業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合は、産業廃棄物を収集運搬している旨の表示、収集運搬業者名、許可番号（下 6 けた以上）



【図-1】運搬車の表示

- (2) 産業廃棄物の収集運搬車には、次の書類を常時携帯すること。
 - 1) 排出事業者が自ら運搬する場合には次の事項を記載した書類
 - ・ 氏名または名称及び住所
 - ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量
 - ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
 - ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
 - ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先
 - 2) 産業廃棄物収集運搬業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合
 - ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
 - ・ 産業廃棄物処理業許可証の写し

4 委託基準

事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物の収集・運搬、処分を他人に委託する場合は、委託基準に従わなければなりません。

また、排出事業者としての産業廃棄物の処理責任は、委託して終わりではなく、当該産業廃棄物の最終処分（または再生）が適正に完了されるまでを確認する必要があります。

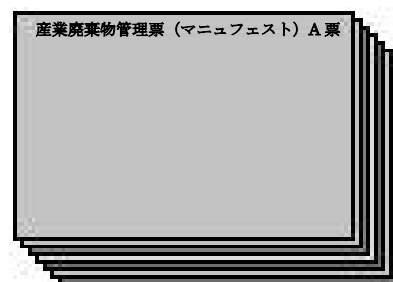
（１）産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物管理票制度は、排出事業者がその産業廃棄物の処理責任を果たすために、委託した処理の工程ごとに終了の報告を受けることにより、適正な処理が行われていることを確認し、適正処理を確保しようとする制度です。

- １）排出事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、当該産業廃棄物の引渡しと同時に、必要事項を記載した管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。

または、電子マニフェスト制度を使用することで、従来の複写式伝票による紙マニフェストに替えることができます。

- ２）電子マニフェスト制度は、環境大臣から「情報処理センター」の指定を受けた（財）日本産業廃棄物処理振興センターにインターネット等を通じてアクセスし、マニフェスト情報を管理するものです。



【図-2】産業廃棄物管理票

（紙マニフェスト・7枚複写）イメージ

5 適正化条例の処理票

千葉県では、独自に、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（適正化条例）に基づき、廃棄物処理票の作成を義務づけています。

産業廃棄物に関する問い合わせ先

『収集運搬業に関すること』

千葉県環境生活部 廃棄物指導課 産業廃棄物指導室 「043-223-2654」

『処分業、処理施設に関すること』

千葉県環境生活部 廃棄物指導課 産業廃棄物指導室 「043-223-2655」

『管理票交付状況報告、PCB等に関すること』

千葉県環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班 「043-223-2757」

『行政処分に関すること』

千葉県環境生活部 廃棄物指導課 監視指導室 「043-223-2683」

『不適正事案に関すること』

千葉県環境生活部 廃棄物指導課 監視指導室 「043-223-3801」

『多量排出に関すること』

千葉県環境生活部 循環型社会推進課 環境保全活動推進班 「043-223-2760」

『産業廃棄物処理業者の紹介に関するお問い合わせ先』

一般社団法人千葉県産業資源循環協会 「043-239-9920」

※事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底して下さい。

富津市が受入れ可能な産業廃棄物について

市内の中小企業から出る産業廃棄物の一部は、品目・数量等を制限して受入れています。

1 処理することができる産業廃棄物の範囲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 11 条第 2 項の規定により、市が処理する産業廃棄物は一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で指定したものとする。

2 処理することができる産業廃棄物の種類 毎年 4 月 1 日に条例に基づき告示

市が処理することができる産業廃棄物は次の種類とし、いずれも毒性または感染性の汚染物が付着したもの、またはその恐れがあるものを除くものとする。

- （１）紙くず（ロール状のもの及び書籍を除き、５０ｃｍ角以内のものに限る。）
- （２）木くず（直径１０ｃｍ、長さ５０ｃｍ以内のものに限る。）
- （３）繊維くず（長さ５０ｃｍ以内で、少量のものに限る。畳については５０ｃｍ角以内のものに限る。）
- （４）金属くず
- （５）廃プラスチック類（５０ｃｍ角以内のものに限る。）
- （６）ガラスくず（木くず、金属くずとの混合物に限る〔木製及び金属性のガラス戸等〕）

3 搬入の制限

市の一般廃棄物処理施設に搬入できる量は、一業者につき１日当たり概ね１，０００kg以内とする。
但し、市が行う一般破棄物の処理に支障を及ぼすときはこの限りではない。

事業系一般廃棄物

- 1 市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託します。
 - (1) 市のホームページにて『一般廃棄物収集運搬業者』と検索して最新の許可業者一覧表をご確認ください。【P 12 参照】
 - (2) 事業所の所在地、事業内容、廃棄物の排出量などを伝え、収集頻度、分別方法、料金などを相談してください。
 - (3) 許可業者に、市が発行する許可証の掲示を求め、有効期限を確認してください。
- 2 **排出の段階で資源化できるものを分別**し、減量化・資源化に努めてください。
 - (1) 少量でも資源物との分別をお願いします。
 - (2) 厨芥類（生ごみ）は水切りをするなど、減量に努めてください。
- 3 廃棄物の飛散、流出、地下への浸透、悪臭・害虫の発生などがないように保管します。
 - (1) 必要に応じ蓋付きポリ容器やカラス除けネットなどを適正に使用してください。
- 4 契約した一般廃棄物収集運搬業者が回収します。

- 5 市が許可した一般廃棄物収集運搬業者の車両は、【図-3】のようなステッカーが（前後に）貼られています。
※自ら市の処理施設へ搬入することもできます。P 9 参照



【図-3】一般廃棄物収集運搬許可車両ステッカー

- 6 環境センターへ運ばれた廃棄物は、資源化分別を行なった後、資源化できない残渣は、かずさクリーンシステムへ搬入し、ガス化溶融炉にて溶融処理を行い、一部メタル・スラグの資源物を生成します。
- 7 事業用大規模建築物を所有する事業者の方へ
「富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の規定により、富津市内に事業用大規模建築物を所有又は占有する事業者は、事業者の責務として、減量化・資源化を推進するため、減量化・資源化等計画書を市に提出しなければなりません。

○事業用大規模建築物とは

小売店、飲食業及び旅館を営むための建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積（住居の用に供する部分を除く。）の合計が、1, 0 0 0平方メートル以上のもの

上記以外の事業の用に供する建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積（住居の用に供する部分を除く。）の合計が、3, 0 0 0平方メートル以上のもの

○市への提出書類

「減量化・資源化等計画書」の提出（毎年5月31日まで）

環境センターへ自己搬入する場合

所在地

富津市桜井総称鬼泪山 8 番地 1

問い合わせ先 環境センター【0439-37-2020】

処理手数料

事業一廃 10kgにつき150円（10kg未満の場合、150円）

条例産廃 10kgにつき210円（10kg未満の場合、210円）

受入時間

月曜日から土曜日の9時から16時まで

但し、12時から13時までを除く。（※休業日 日曜日・年始）

分別方法 搬入基準

環境センターで受入れることができる事業系のごみは、事業系一般廃棄物（一部除く）及び条例で定められている産業廃棄物のみとなりますので、搬入を行う場合は、ごみの種類及び搬入可能なものか事前に確認してから適正に処理してください。

環境センターの搬入規格等

（事業一廃・産廃の区分は、P4・5【表-1】産業廃棄物の種類と具体例を参照のこと）

1. 持込むごみは、以下のように分別し容易に降ろすことが可能な状態で搬入をお願いします。また、分別に使用する袋は、市販の透明な袋を用い中身の確認が容易な状態で搬入願います。

1) 可燃ごみ

（1）資源化することが出来ない紙類（機密書類、汚れた段ボールや新聞紙）

（2）従業員が購入し、消費した後、会社事務所等で排出した物（弁当がらなどのプラ容器、プラ製品等）

2) 資源ごみ（缶・ビン・ペットボトル）

（1）従業員が購入し、消費した後、会社事務所等で排出した物に限る。（ペットボトルは、ラベルやキャップは取除き、中身を水で濯ぐこと。）

3) 不燃ごみ

（1）会社内で、使用していた食器（陶器製品）、やかん（金属製品）、小型家電製品など

4) 粗大ごみ

（1）机、テーブル、椅子、梱包材、板きれ、看板、パレット、畳、棚、布団など

※パレットや畳、板きれ、看板など一部のものについては、50cm角以内に切断してから搬入をお願いします。

2. 搬入するごみの形状・大きさを、50cm角以内にしてください。なお、ロープ・ホースなど長い物を搬入する場合は、50cm以内に切るか、破けにくい透明な袋に入れ番線等で解けない状態に固

定してください。

3. 一度に、多量なごみを持込む場合、事前に環境センターへ連絡してください。
4. 計量は、車両毎に環境センター台貫（秤）に乗り、積載時と空車時の計2回重量を計る。
5. 処理手数料は、その際の重量差から算出しますのでその場でお支払いください。
6. 土曜日、4月後半から5月前半、12月後半、3月後半は、特に混み合います。時間に余裕を持ってお越しください。

**持込めない
廃棄物**

環境センターは、一般廃棄物中間処理施設です。

産業廃棄物は、条例で定めているものを除き搬入する事は出来ません。

(主な内容例)

- (1) 富津市以外から出たごみ
- (2) 条例で定められた以外の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物
- (3) 特別管理一般廃棄物（病院、診療所、介護老人保健施設、動物の診療施設等から排出される血液等の付着した包帯、脱脂綿、ガーゼ、紙くずなどの感染性病原体を含み又はその恐れのあるもの）
- (4) 環境センターで処理出来ない種類のごみ（処理困難物等）
- (5) 事業系一般廃棄物のうち、環境センターの受入れ能力、または処理能力を超えるものと判断されるもの
- (6) 環境センターへの持込みごみを排出者自身（企業の場合は従業員）、または市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者以外の者が搬入する場合
- (7) 家電リサイクル法対象機器（テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、室外機）
- (8) パソコン

かずさクリーンシステム（KCS）へ自己搬入する場合

所在地

木更津市新港 17 番 2 問い合わせは、環境センター【0439-37-2020】
環境衛生係【0439-80-1273】

処理手数料

事業一廃 10kgにつき150円（10kg未満の場合、150円）
条例産廃 10kgにつき210円（10kg未満の場合、210円）

受入時間

月曜日から金曜日の8時30分から16時30分まで
但し、12時から13時までを除く。（※休業日 土・日・祝・年末年始）

分別方法 搬入基準

かずさクリーンシステム（以下「KCS」という。）の搬入規格等

- ・搬入車両は、2tダンプ車以上です。
- ・ヘルメット、マスク、軍手等を車両に携帯するよう心がけてください。
- ・可燃ごみのみ（草木類は除く）搬入可能です。
- ・形状・大きさは、50cm角以内とし、ロープ・ホース等の長い物を搬入する場合は、番線等でほどけないよう固定してください。
- ・搬入する前に、環境衛生係又は環境センターにて、ごみの種類及び形状等の確認を受け、『KCS 搬入承認書（KCS 提出用）』を受領し、KCS 計量担当者に提出してください。
- ・計量は、KCS 計量棟にて積載時、空車時の2回行なう。また、KCS 場内においては、担当係員の指示に従ってください。
- ・処理手数料については、搬入後 KCS の計量票を環境衛生係又は環境センターに持参（搬入日当日）し、納付（現金のみ）してください。

持込めない 廃棄物

KCS は、君津地域4市から委託されたごみ処理施設です。
産業廃棄物は、条例で定めているものを除き搬入する事は出来ません。

（主な内容例）

- （1）富津市以外から出たごみ
- （2）富津市内から出た可燃ごみ以外のごみ
- （3）条例で定められた以外の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物
- （4）特別管理一般廃棄物（病院、診療所、介護老人保健施設、動物の診療施設等から排出される血液等の付着した包帯、脱脂綿、ガーゼ、紙くずなどの感染性病原体を含み又はその恐れのあるもの）
- （5）事業系一般廃棄物のうち、KCS の受入れ能力、または処理能力を超えるものと判断されるもの
- （6）KCS への持込みごみを排出者自身（企業の場合は従業員）、または市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者以外の者が搬入する場合

一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託する場合

処理（収集・運搬）を委託する場合は、市が許可した下記業者に委託してください。

『一般廃棄物収集運搬許可業者一覧』

許可業者	所在地	電話
日本ビル防災(株)	富津 49-13	0439-87-2823
富津美掃(株)	富津 49-12	0439-87-1866
(有)クリーンケア・フッツ	大堀 2043-4	0439-88-0066
(有)大滝商会	新富 64-3	0439-87-4683
房総建材工業(株)	下飯野 1306-4	0439-87-2161
(有)天笠商事	大堀 2-18-6	0439-88-0031
(有)新栄容器	大堀 3-23-11	0439-87-6667
サンエルティ(株)	亀沢 657	0439-80-6181
吉原商事(株)	湊 812-1	0439-67-0721
(株)錦織商店	田倉 483-22	0439-68-1553

事業系一般廃棄物に関する問い合わせ先

市民部環境保全課 環 境 セ ン タ ー・・・0439-37-2020

市民部環境保全課 環 境 衛 生 係・・・0439-80-1273

※事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底して下さい。

事業系一般廃棄物の処理について Q&A

Q 1	ごみは、少量でありメモ紙や茶がらなど家庭ごみと変わらないものだが、ごみ集積所に出すことは可能か？
A 1	ごみ集積所は、家庭から出される廃棄物や資源物を回収するためのものです。 ごみの量や種類にかかわらず、ごみ集積所に出すことは出来ません。 市の処理施設へ自己搬入を行なうか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。(P 9、10、11 参照)
Q 2	段ボールや雑誌類などの資源物をごみ集積所に出すことは可能か？
A 2	ごみ集積所は、家庭から出される廃棄物や資源物を回収するためのものですので、事業所からの資源物を出すことはできません。 事業系の資源物は、それぞれの事業者の責任において許可業者に委託していただくか、直接、再生事業者にご相談いただき持込んでいただくことになります。
Q 3	自宅で事務所を構えているのですが、どのように出したらよいのか？
A 3	市の処理施設へ自己搬入を行なうか、許可業者へ委託してください。
Q 4	事業系ごみを出す場合は、市の指定袋に入れなくてはならないのか？
A 4	市の指定袋は、家庭系ごみ専用となっておりますので、事業者の方は使用出来ません。 市の処理施設へ自己搬入する場合は、中身の確認が容易にできる市販の透明な袋を使用してください。 許可業者へ委託する場合は、契約した許可業者へ直接確認してください。
Q 5	ごみは書類しか出ないのですが、古紙業者に出してよいのか？
A 5	紙はリサイクルできますので、再生業者をご利用ください。 その他、段ボール、新聞紙、雑誌も同様に再生業者にご相談ください。
Q 6	許可業者はどのように選べばいいのか？
A 6	一般廃棄物収集運搬許可業者一覧の表の中からお選びください。(P 11 参照)
Q 7	許可業者へ委託する場合、料金はどのくらいかかりますか？
A 7	数社から見積をとりよくご検討のうえ、契約を行なってください。
Q 8	搬入できるごみの種類や大きさなど基準はあるのか？
A 8	搬入できるごみの種類は、環境センターは、可燃・資源（缶・ビン・ペットボトル）・不燃・粗大ごみとなり、かずさクリーンシステムは、可燃ごみのみとなります。 形状や大きさは、50cm角以内とし、ロープ、ホース、着物の帯などの長いものを搬入する場合は、番線等でほどけないよう必ず固定すること。万が一、焼却施設でほどけてしまったり、混入し、施設の処理機能に支障をきたした場合、排出事業者の責任において回収作業等を実施していただくことになります。

家電4品目のリサイクル

事務所、店舗などで使用しているテレビやエアコン、冷蔵庫、洗濯機など、家庭用として製造されたものは、家電リサイクル法により販売店や産業廃棄物収集運搬許可業者または指定引取場所に適切に引き渡すことが定められています。

産業廃棄物	
家電リサイクル法 対象機器	対象外（業務用）
●テレビ（ブラウン管・液晶式・プラズマ式） ●洗濯機・衣類乾燥機 ●冷蔵庫・冷凍庫 ●エアコン・室外機	一例 ●天井型エアコン ●パッケージエアコン ●ショーケース ●冷凍ストッカー ※不明な場合は、製造業者にお問い合わせください。

《処分方法》

産業廃棄物（金属くず等）として処分（P4参照）

1.（原則）購入した販売店、または買替えをする販売店に依頼

必要な費用＝リサイクル料金＋収集運搬料金

2. 産業廃棄物収集運搬許可業者に委託

必要な費用＝リサイクル料金＋収集運搬料金

3. 指定引取場所に自己搬入 **必要な費用＝リサイクル料金**

【自己搬入の手順】

郵便局で家電リサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金を振込む

↓
廃棄する家電とリサイクル券を指定引取場所に持込む

※指定引取場所

・房州物流（株）木更津営業所

木更津市潮見5-18

0438-36-1814

《お問い合わせ先》家電リサイクル券センター（電話：0120-319-640）

受付時間：午前9時～午後6時（休み：日曜、祝日）

ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

パソコンのリサイクル

事務所、店舗などで使用しているパソコンの処分は、「資源有効利用促進法」で回収・リサイクルが義務付けられている各メーカーに処分を依頼してください。

産業廃棄物	
メーカー回収機器	対象外
●ノートパソコン ●デスクトップパソコン（本体） ●CRT ディスプレイ及び CRT ディスプレー一体型パソコン ●液晶ディスプレイ及び 液晶ディスプレイ一体型パソコン	●プリンタ、スキャナー、ワープロなど ●メーカー不明のパソコン、自作のパソコン

《処分方法》

各メーカーの「事業系 PC リサイクル受付窓口」へお申し込みください。	産業廃棄物（金属くず等）として処分 ページの一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表の産 廃欄に○印が付いている業者にお問い合わせくだ さい。
-------------------------------------	--

《お問合せ先》

その他不明な点は、一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページ：<http://www.pc3r.jp/>

「事業所から廃棄されるパソコン」からご確認ください。

小形充電式電池のリサイクル

事務所、店舗などで使用している携帯電話やコードレス電話、ノートパソコンなどに使われている小形充電式電池の処分は、「資源有効利用促進法」で小形充電式電池メーカーと小形充電式電池を使用する機器メーカーに、回収・リサイクルが義務付けられています。

処分方法については、一般社団法人JBRC 03-6403-5673へお問い合わせください。

古紙のリサイクル

事業所からは多くの紙ごみが排出されています。その中には、リサイクルできる紙が含まれていますので分別し再資源化にご協力をお願いします。古紙の分別は、可燃ごみの減量につながり、事業所のごみ処理コストの削減にもつながります。

まずは、発生抑制！！

「裏紙の利用」「2アップ印刷の励行」「事務のペーパーレス化」などを実施することが重要です。それでも出てしまう紙ごみは分別してリサイクルしましょう！！

リサイクルできる紙

- ・新聞類（新聞折込チラシ含む）
- ・雑誌類（本、ノート、カタログ、冊子、コピー紙等）
- ・その他紙製容器（包装紙、菓子箱、ティッシュの箱等）
- ・紙パック（牛乳やジュース用のもの）
- ・段ボール

再生事業者により取扱品が異なりますので、排出の際はご確認のうえ排出をお願いします。

リサイクルできない紙（一般廃棄物として排出）

- ・感熱紙（ワープロ、FAX用紙）
- ・ビニールコート紙
- ・合成紙（クッキングシート、キャラメルの包み紙等）
- ・捺染紙（なっせんし 靴や靴などのつめもの）
- ・匂いのついた紙（石鹸箱、洗剤箱等）
- ・水に溶けない紙（紙コップ等）
- ・和紙、半紙
- ・カーボン紙（宅急便の伝票等）、ノーカーボン紙
- ・写真、シール、シール台紙
- ・昇華転写紙（アイロンプリント紙）
- ・ろう引き段ボール
- ・汚れのついた紙（弁当、ピザの箱等）

これらの「リサイクルできない紙」類が少量でも混入していると、リサイクルの妨げになってしまいます。古紙を出すときはしっかり分別してから出すようにしてください。

市内の廃棄物再生事業者は下記のとおりとなりますのでご確認ください。

千葉県廃棄物再生事業者（市内）

事業者名	所在地	電話	取扱品	搬入時間	搬入方法
（有）岡本産業	富津市新富 64 番 2	0439-80-4001	新聞紙、雑誌、段ボール、その他要確認	※要確認	※要確認

草木類の資源化

剪定枝・刈り草等の資源化（民間リサイクル施設への搬入）にご協力ください！

現在、富津市では家庭から持込まれる剪定枝・刈り草や、市の管理施設内から発生した刈り草等の処理について、民間処理施設へ持込みを行っております。

持込んだ草木類については、破碎処理後、家畜の飼育舎の敷き材や雑草抑制や保水効果を図るためのマルチング材として利用されております。

このことから、事業者の皆様におかれましても、資源化を目的とした処理をお願いすると共に、本市の廃棄物行政の課題であるごみ減量化に、ご理解の程よろしくお願いいたします。

市内の廃棄物再生事業者は、下記のとおりとなりますのでご確認ください。

千葉県廃棄物再生事業者（市内）

事業者名	所在地	電話	取扱品	搬入時間	搬入方法
(株) 錦織商店	富津市田倉483-22	0439-68-1553	草、枝、幹、竹、根	※要確認	※要確認

ごみの屋外焼却は法律で禁止されています！

廃棄物の焼却は、煙や悪臭、灰により近隣の方にとって大変な迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類など有害物質を発生させるなど、環境汚染の原因のひとつになります。

このため、法律により、**廃棄物の屋外焼却は原則として禁止されています。**

廃棄物の屋外焼却行為者は、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（または併科）**となります（未遂も処罰の対象です）。
さらに、法人に対しては、**3億円以下の罰金**が科せられます。

ごみの不法投棄は犯罪です！

不法投棄が行なわれている、あるいはしようとしているところを見かけたら、警察にご通報ください。

その際、発見した日時、場所、不法投棄された物の種類や量・特徴、不法投棄に使われたトラック等の車両の色やナンバーなど、わかる範囲の情報をお知らせください。

ごみステーションには事業系ごみは出せません！

市では、事業系ごみの収集運搬は行ないません。ごみステーションに出せるごみは、家庭から排出されたごみのみです。事業系ごみをごみステーションに出す行為は、量や廃棄物・資源物（新聞や段ボール等）に関係なく「**不法投棄**」とみなされる場合があります。

「**不法投棄**」は、廃棄物処理法で最も重い罰則が科せられます。

不法投棄をした人は、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（または併科）**となります（未遂も処罰の対象です）。
さらに、法人に対しては、**3億円以下の罰金**が科せられます。
なお、事業活動に関して従業員が廃棄物処理法違反をした場合、その従業員のみならず、その人を雇用していた法人又は使用者も罰金刑で処罰される「**両罰規定**」が適用されます。

事業系ごみのガイドブック

発行：令和元年 6月

お問い合わせ先

富津市 市民部 環境保全課 環境センター

TEL 0439-37-2020 FAX 0439-37-2288

〒299-1601 富津市桜井総称鬼泪山8番地1